

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令和 2 年 1 0 月 2 3 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# < 目次 >

## 1. 税関を巡る状況

- ◆ 主な指標の推移 ..... 3
- ◆ 新型コロナウイルス感染症等への対応 ... 7

## 2. 税関行政

- ◆ 税関の3つの使命 ..... 12  
(安全・安心な社会の実現)
- ◆ 迅速と厳格を両立した取締り ..... 14
- ◆ SP貨物及び国際郵便物の取締り ..... 15
- ◆ 不正薬物の摘発状況 ..... 17
- ◆ 金密輸入取締りに対する取組 ..... 18
- ◆ 知的財産侵害物品取締りの取組 ..... 19  
(適正かつ公平な関税等の賦課徴収)
- ◆ 税関における収納額の推移 ..... 21
- ◆ 関税改正要望(税率関係) ..... 22
- ◆ HS2022への対応 ..... 23  
(貿易円滑化の推進)
- ◆ 輸出入申告官署の自由化について ..... 25
- ◆ 認定事業者(AEO)制度 ..... 26

## 3. 国際関係

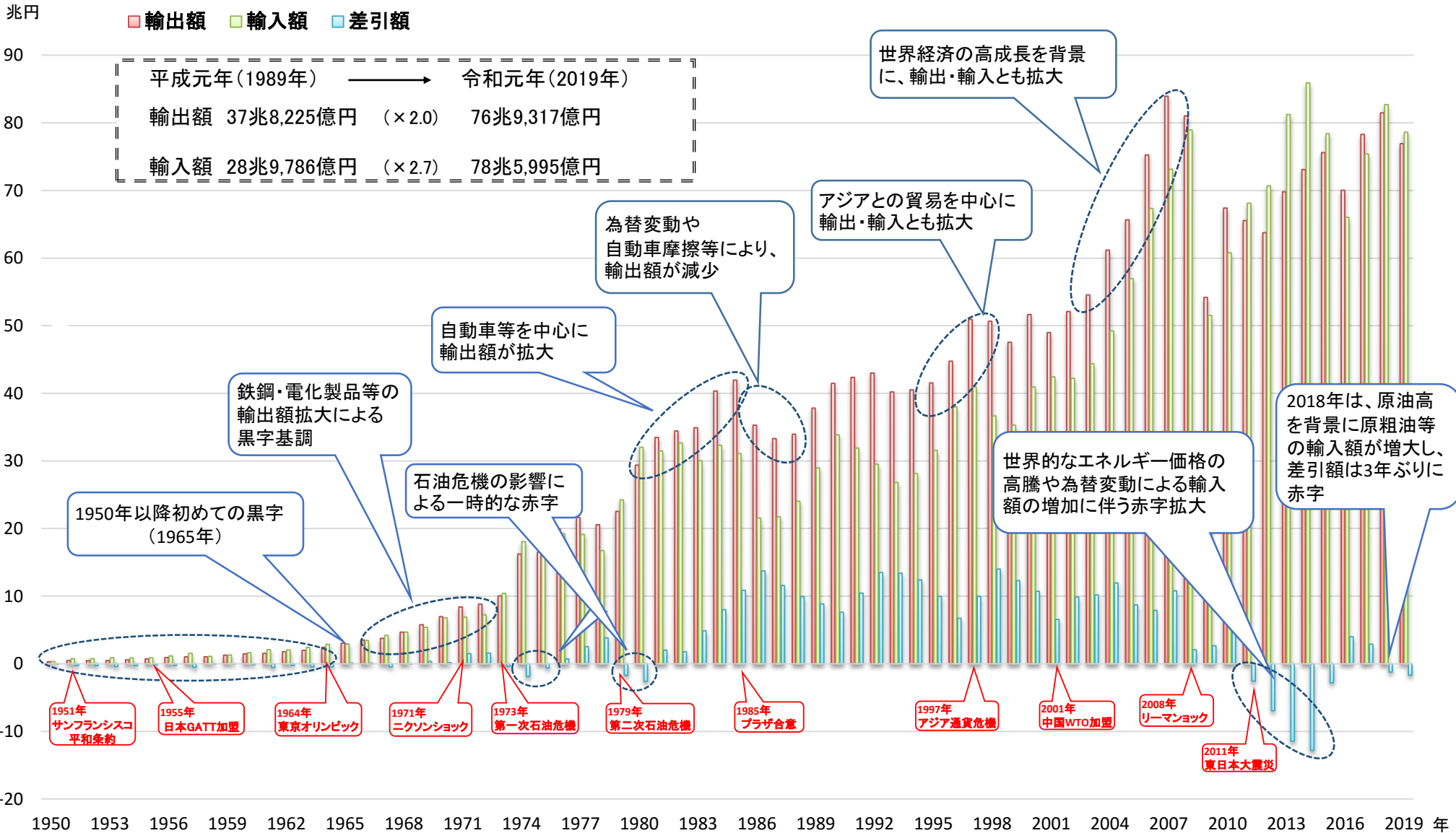
- ◆ 日英包括的経済連携協定(日英EPA) ..... 28
- ◆ 東アジア地域包括的経済連携(RCEP) ..... 31
- ◆ 日本の貿易総額に占める国・地域別割合 ..... 32
- ◆ 経済連携協定(EPA)利用促進に向けた取組 ..... 33
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の世界貿易への影響 ... 34
- ◆ WCOにおける新型コロナウイルス感染症への対応・ 35
- ◆ 関税技術協力の主な実施形態 ..... 38
- ◆ NACCSの海外展開 ..... 40
- ◆ WTO事務局長選の現状 ..... 43
- ◆ WTO改革の現状 ..... 44
- ◆ 米中間の貿易摩擦の動向 ..... 46

## 4. 税関の広報活動

- ◆ 積極的な広報活動 ..... 48

# 1. 税関を巡る状況

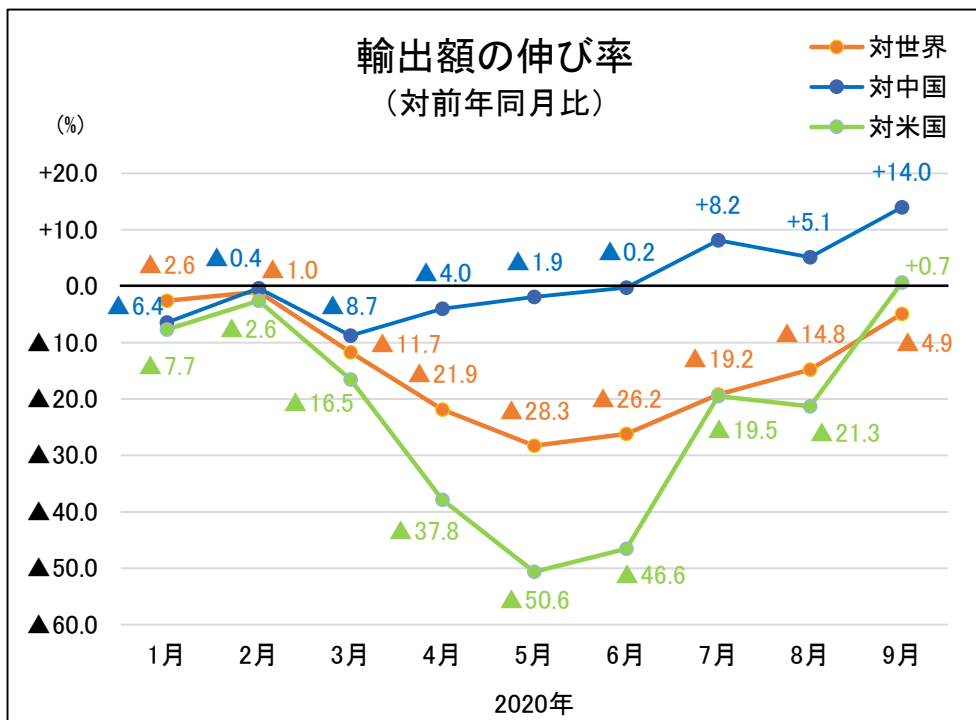
# 日本の貿易額の推移



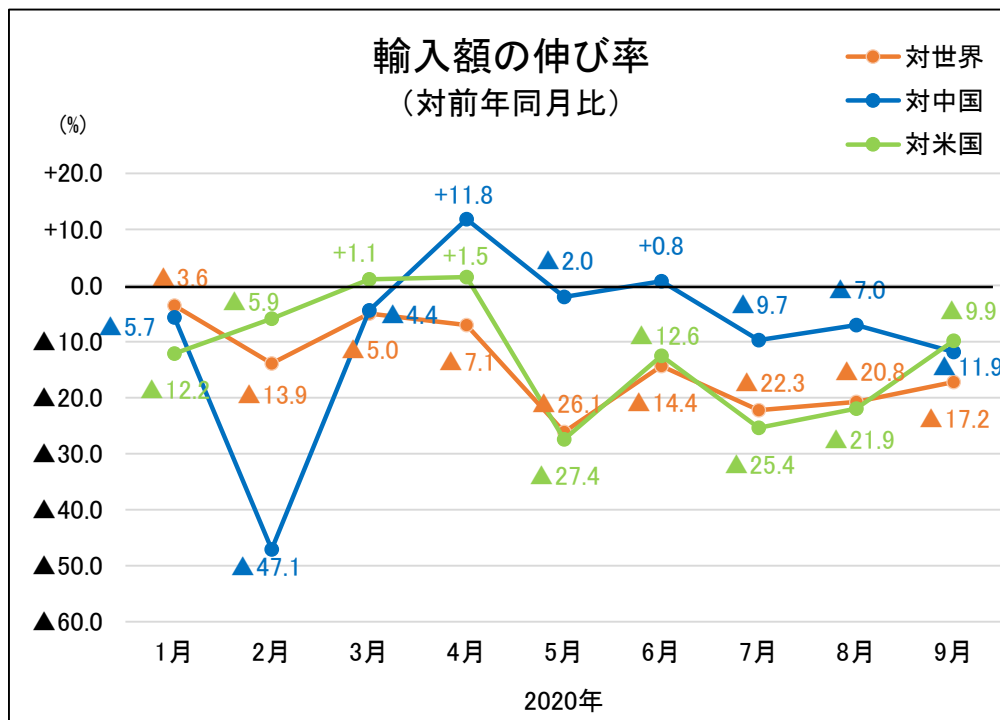
# 日本の輸出入の最近の動向

- 対世界への輸出額の伸び率(対前年同月比)を見ると、5月▲28.3%、6月▲26.2%、7月▲19.2%、8月▲14.8%、9月▲4.9%となっており、伸び率のマイナス幅は縮小。
- 対中国への輸出額の伸び率(対前年同月比)を見ると、7月+8.2%、8月+5.1%、9月+14.0%となっており、3カ月連続でプラスの伸び率。
- 対米国への輸出額の伸び率(対前年同月比)を見ると、5月を底に回復傾向にあり、9月には+0.7%と14カ月ぶりにプラスの伸び率。

## <輸出>



## <輸入>



# 税関における主要業務量の推移

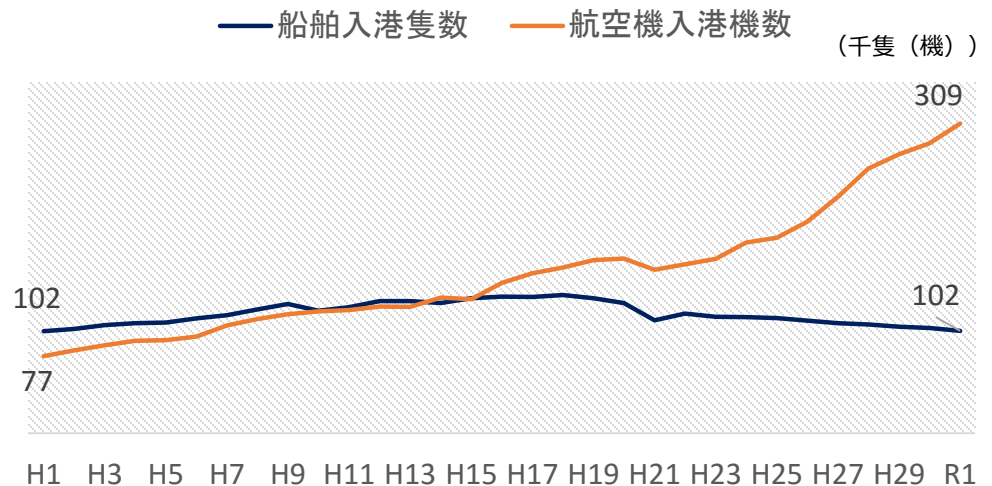
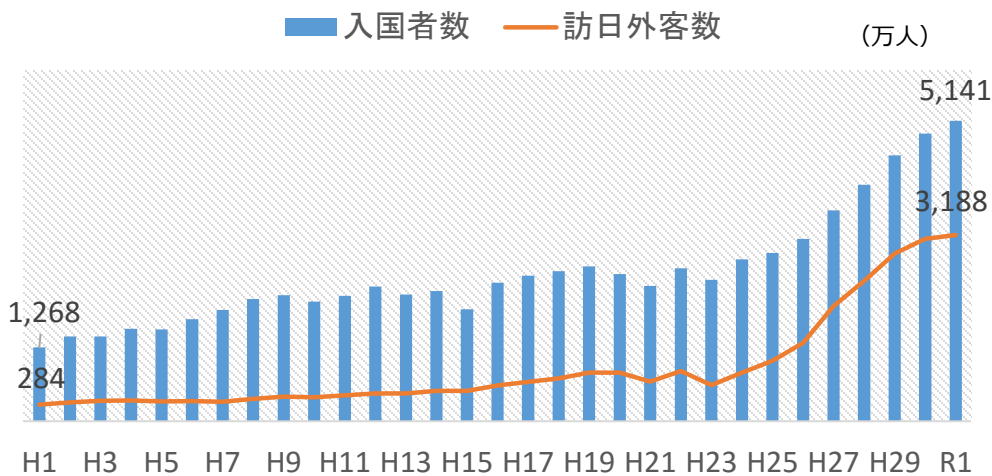
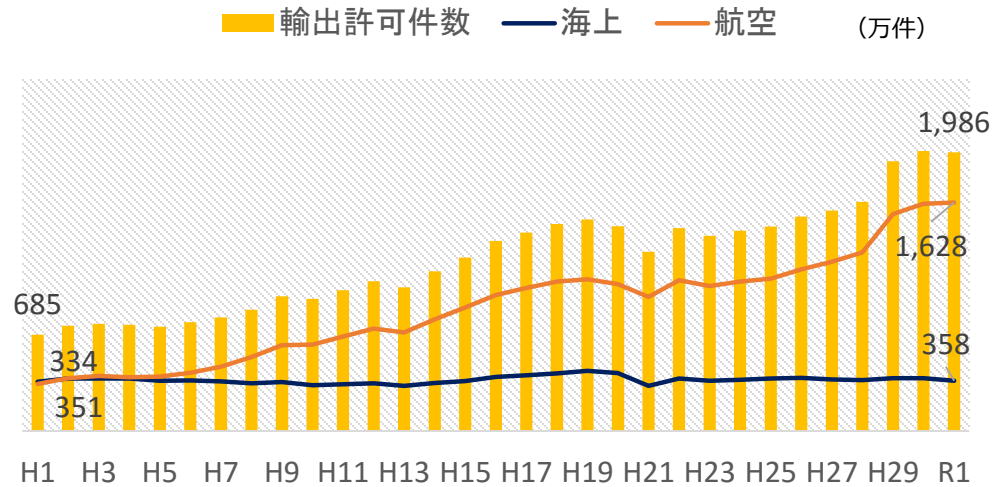
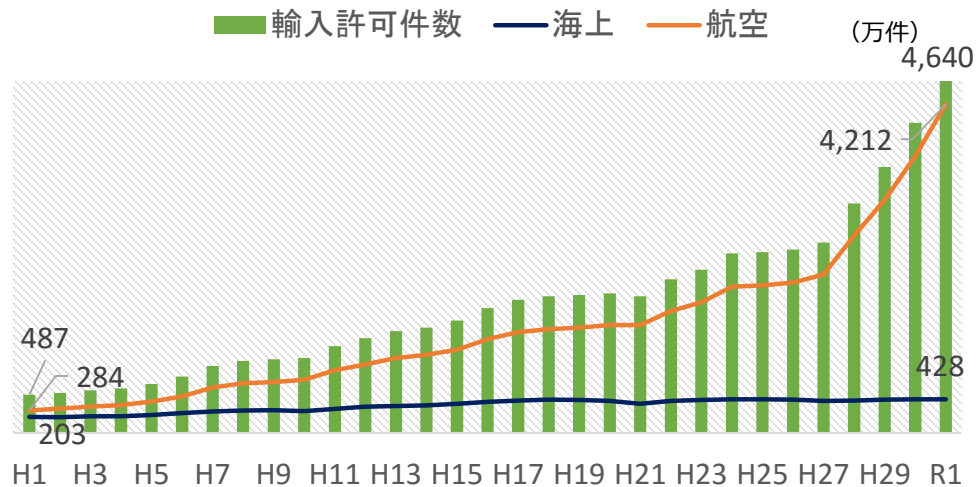
【平成元年と令和元年を比較】

■ 輸入許可件数：487万件 ⇒ 4,640万件 (9.5倍)

■ 入国者数：1,268万人 ⇒ 5,141万人 (4.1倍)

■ 輸出許可件数：685万件 ⇒ 1,986万件 (2.9倍)

■ 航空機入港機数：7.7万機 ⇒ 30.9万機 (4.0倍)



※入国者数：法務統計（正規入国者数）、訪日外客数：日本政府観光局

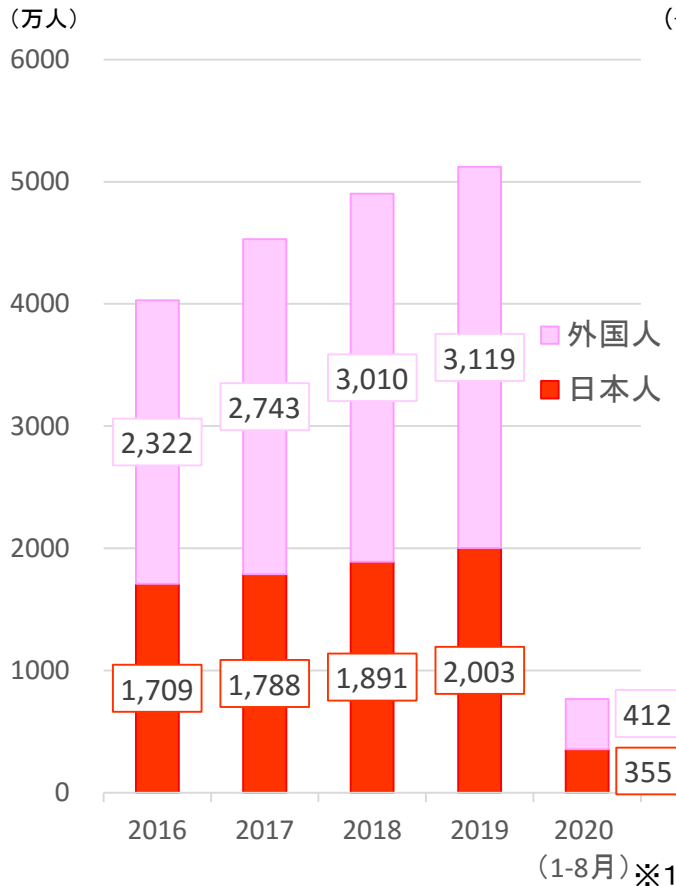
# 新型コロナウイルス感染症による税関業務への影響

➤ 入国者数及び船舶・航空機入港数は大幅減(2020年の数値の太宗は1~2月の実績)。

➤ 輸入許可件数は、近年、電子商取引の拡大に伴い、航空貨物の件数が大幅に増加。

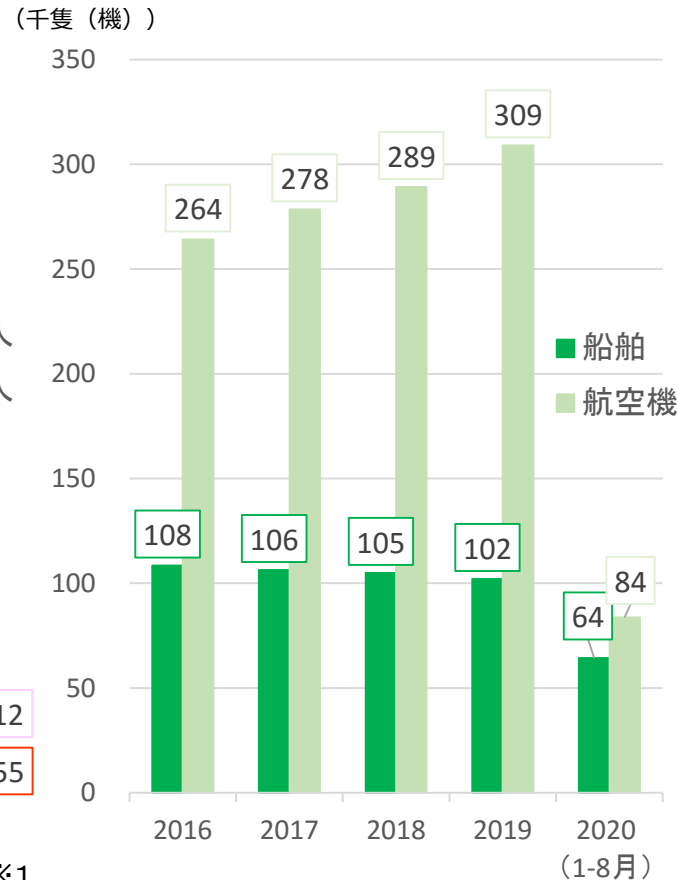
新型コロナウイルス感染症の影響もあり、足元ではこれまで以上に航空貨物の件数が増加している状況。

## ＜入国者数の推移＞

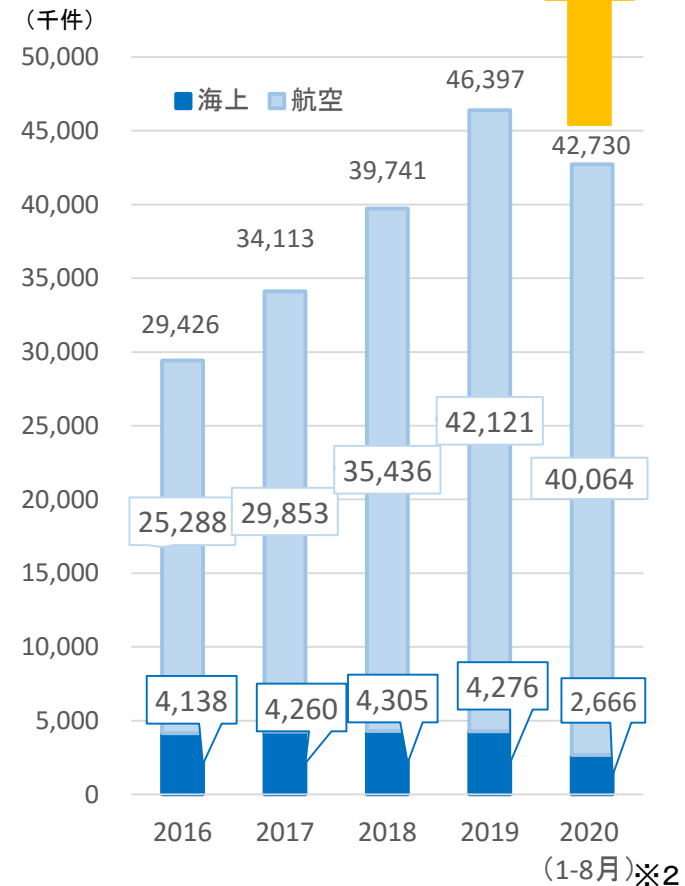


※1) 2020年8月の数値は速報値

## ＜船舶・航空機入港数の推移＞



## ＜輸入許可件数の推移＞



※2) 2020年1-8月の数値は関税局業務課調べ

# 新型コロナウイルス感染症等への対応（税関）

## ＜航空機・船舶旅客等に係る事案への対応＞

- 新型コロナウイルス感染症の発生以降、陽性者を含む航空機・船舶旅客等に係る事案に税関も対応。
- 特にクルーズ船等の乗客・乗員の対応に当たった職員においては、必要に応じ、ゴーグル・ガウンも着用するなど、最大限の感染防止策を実施。その上で、迅速通関を念頭に、法令上求められる通関手続を実施。
- 急きょ事案が進展することも多く、夜間・休日を含む24時間体制での対応を要した。平時の慣行にとらわれず、関税局及び各税関監視部にて前広に情報を収集・共有し、関係機関と連携して対応。

主な対応事案は以下の通り。

- ① 武漢帰国便(1/29～2/17、計5便・829人)
- ② ダイヤモンド・プリンセス号(乗客乗員3,711人(うち日本人1,341人))
- ③ コスタ・アトランティカ号(乗組員623人(うち日本人2人))



# 新型コロナウイルス感染症等への対応（税関）

## <ダイヤモンド・プリンセス号への対応>

### ■ 陽性者・急病人の下船対応

検査結果が陽性の者や急病人が発生したときは救急搬送のため都度下船し、税関職員も対応。



左：昼夜を問わず行われた下船に対応している様子。



右：対応職員はマスク、手袋、ガウン、ゴーグルを着用。

### ■ 関係機関との連携（監視艇の協力）

検疫所からの協力依頼により、税関監視艇にて検疫業務物品の運搬を実施。



左：監視艇「つくばね」に物品を船内に積み込んでいる様子。



右：監視艇「つくばね」から物品を船内に積み込んでいる様子。

### ■ 陰性者の下船対応

検査結果が陰性の者の下船時は、客船ターミナルにて税関手続を実施。



# 新型コロナウイルス感染症等への対応(税関)

## <職場内外における感染拡大防止策>

- サテライトオフィスを活用した通勤時間短縮等による感染リスクの軽減
  - 設置場所: 全国9税関23か所(東京航空貨物出張所等の税関官署内に設置)
  - 主な業務内容: ①輸出入審査業務、②保税業務、③各種資料作成等

## <税関の機能維持に向けた取組(BCP)>

- 官署を跨いだ職員の一時的な配置変更 (2020.7~)
  - 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務量の変化に対応するための職員配置
    - ※東京税関では約7%の職員を一時的に配置変更
  - 危機管理担当職員の配置

# 新型コロナウイルス感染症等への対応(関税局)

## <輸出入通関手続等に係る対応>

- 新型コロナウイルス感染症対策に関連するマスクをはじめとした救援物資など、緊急に通関を行う必要のある貨物について、優先通関・簡易通関を実施(令和2年3月3日～)
- テレワーク等を想定した弾力的対応として、押印の省略や通関関係書類の原本提出猶予、通関業者の在宅勤務等への柔軟な対応などを実施(令和2年3月3日～)

## <特定災害等の指定>


- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(令和2年2月1日以後に発生したものに限る。)について、関税法第2条の3の規定に基づき特定災害として指定。特定災害等の指定に関する財務大臣・告示を全都道府県を対象として発出(令和2年5月11日)



- ・新型コロナウイルス感染症等により困難となっている申請・納付等に関する期限の延長等を可能とする措置を実施
- ・旅客機又は旅客船の入出港が著しく減少し、外国貨物の搬出入ができなくなっている保税売店や旅客機又は旅客船に係る機用品・船用品を蔵置する保税地域について、保税地域許可手数料を還付又は免除若しくは軽減の対象とする措置を実施

## 2. 税関行政

# 税関の3つの使命



安全・安心な  
社会の実現

貿易円滑化  
の推進

適正かつ公平な  
関税等の  
賦課徴収

## 2. 税関行政 (安全・安心な社会の実現)



# 迅速と厳格を両立した取締り

- ▶ テロ関連物資や不正薬物に対する厳格な水際取締りと、円滑な通関を両立するため、先端技術を積極的に活用。

## ■ Eゲート(税関検査場電子ゲート)



- ・ 人と人との接触を軽減することから、新型コロナウイルス感染症対策として有用。
- ・ ITを活用し、旅客の通関を自動化。
  - 携帯品申告書は、電子的提出が可能
  - 検査においても、事前情報等を活用
  - 顔認証による本人確認の実施
- ・ 2020年10月現在、成田、関西、羽田、中部、福岡、新千歳に配備。  
(2021年3月末までに那覇にも配備予定)

## ■ X線CTスキャン検査装置



- ・ 要注意貨物(携帯品)の悉皆的・効率的な検査が可能。
- ・ 自動識別・画像解析機能を搭載。



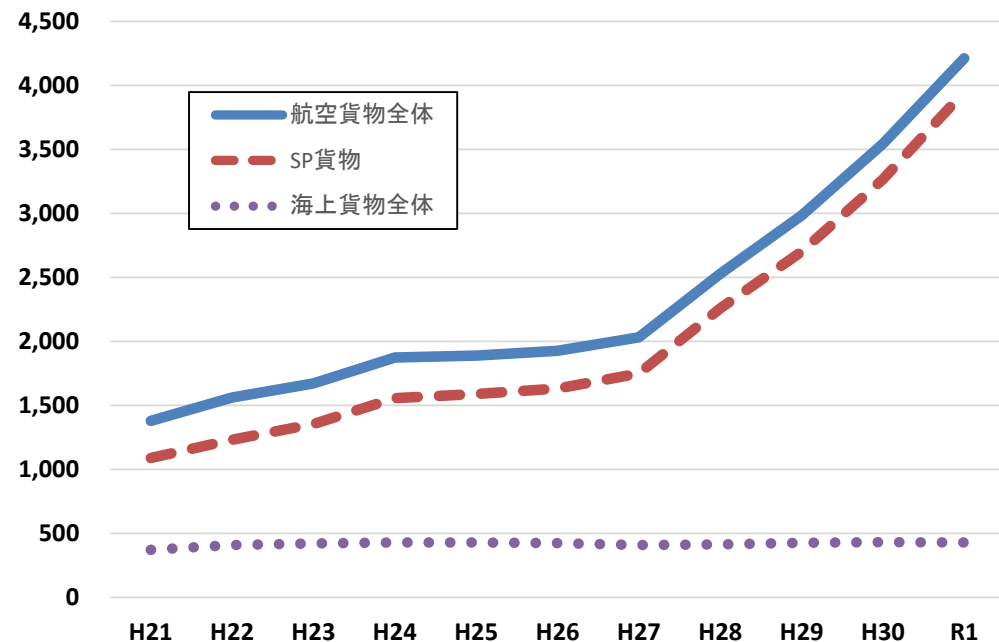
- ・ 非接触検査により感染リスクの低減にも資することから、新型コロナウイルス感染症対策としても有用。

# SP貨物及び国際郵便物の取締り

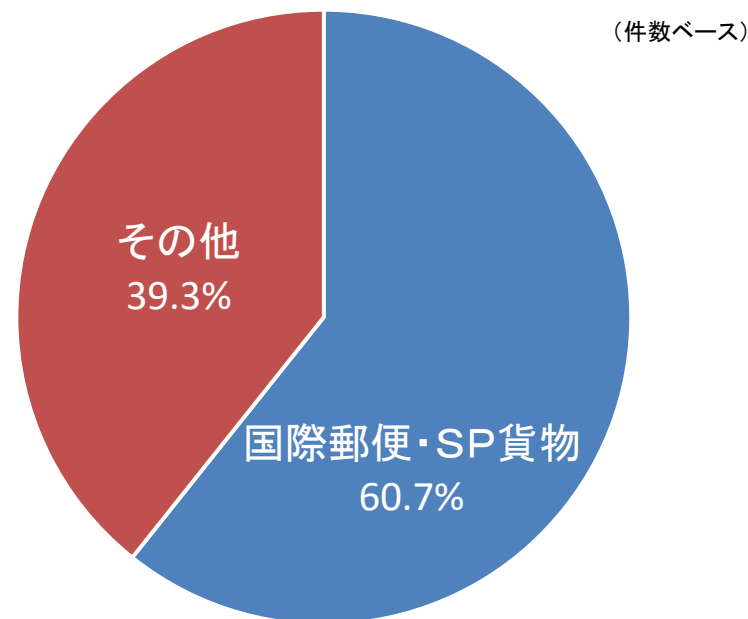
- 電子商取引の拡大に伴い、輸入貨物の小口化が進展し、SP貨物が急増している状況。
- 税関職員の数が限られている中、不正薬物の密輸防止に加え、テロ対策の観点からも、SP貨物及び国際郵便物の取締りの強化が必要。
  - ✓ 大量の小口貨物に対する取締りを効果的・効率的に実施するため、事前情報の活用を継続。
  - ✓ 限られたマンパワーを有効に活用するため、先端技術の活用を含め通関事務の更なる効率化等を推進。

(参考)SP貨物:輸出者(荷送人)の戸口から輸入者(荷受人)の戸口までの一貫輸送を基本とする貨物であり、国際エクスプレス貨物・国際宅配便といわれている小口急送貨物をいう。

## SP貨物に係る輸入の許可・承認件数の推移



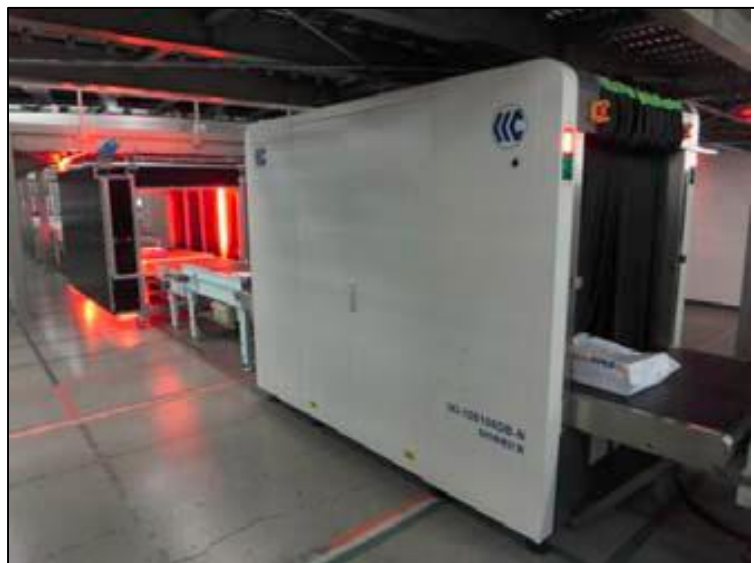
## 令和元年における不正薬物の摘発状況





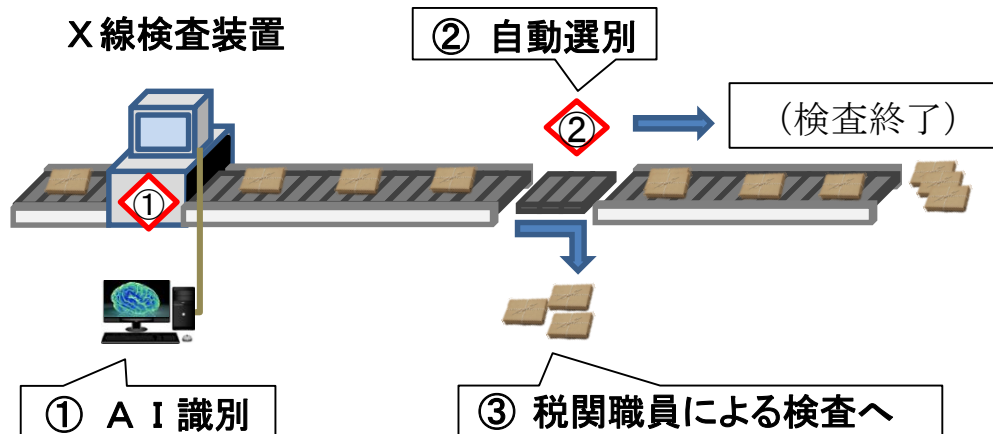
- 限られたマンパワーの下、X線検査装置を始めとする取締・検査機器も活用しつつ、厳格な水際取締りと効率的な通関の両立を実現していく必要。
- 併せて、AIによるX線画像識別機能を導入し、検査対象郵便物の自動選別により、国際郵便物の検査の効率化を検討中。

### X線検査装置を活用した悉皆的な検査



コンベア上にX線検査装置を配置し、X線検査を機械化・自動化

### AIを活用した検査対象郵便物の自動選別 (イメージ)



# 不正薬物の摘発状況

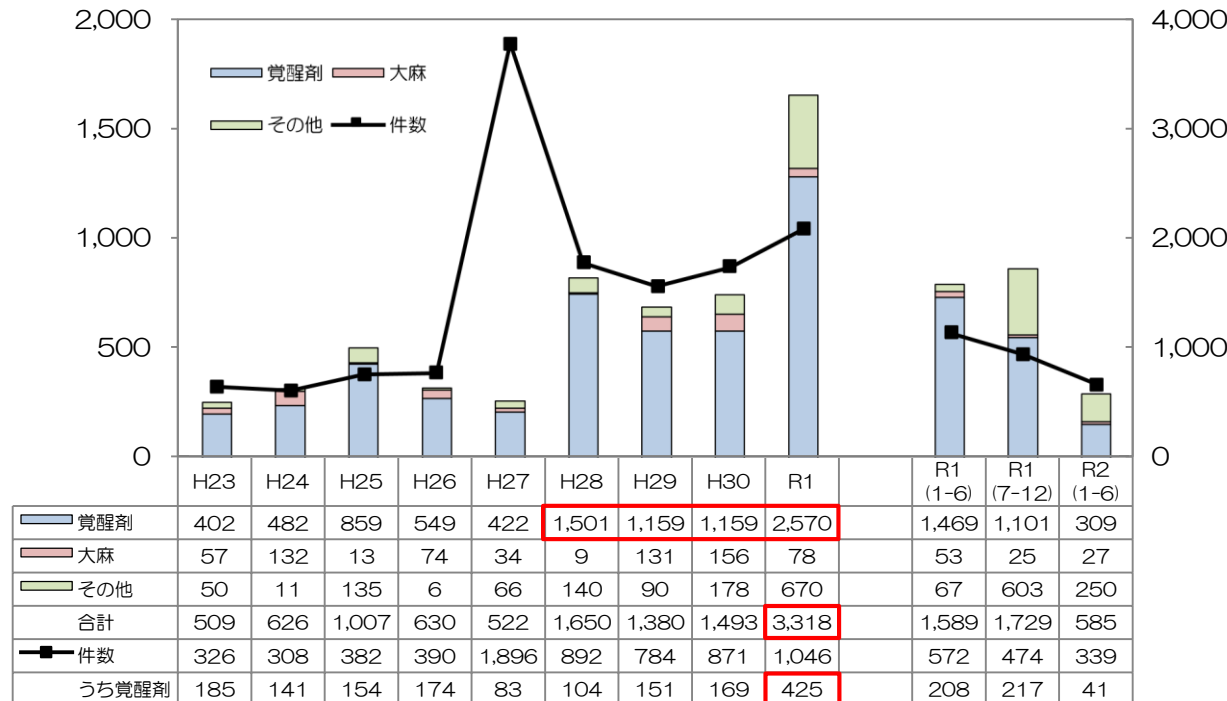
- 令和元年における不正薬物の押収量は、史上初めての3トン超え。  
特に、覚醒剤は、摘発件数が425件と過去最高を記録し、押収量についても史上初めて2.5トンを超え、4年連続の1トン超え(平成28年～令和元年)。

(参考1) 押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約8,566万回分、末端価格にして約1,542億円に相当

(参考2) 覚醒剤の国内押収量全体(約6,946kg)に占める密輸押収量(約6,810kg)の割合は約98%(平成27～令和元年累計)

- 令和2年1～6月における不正薬物の摘発件数、押収量は共に減少。

(摘発件数：件) 不正薬物の摘発件数と押収量の推移 (押収量：kg)



(注) その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン等)、向精神薬及び指定薬物をいう。  
令和元年、2年は速報値。

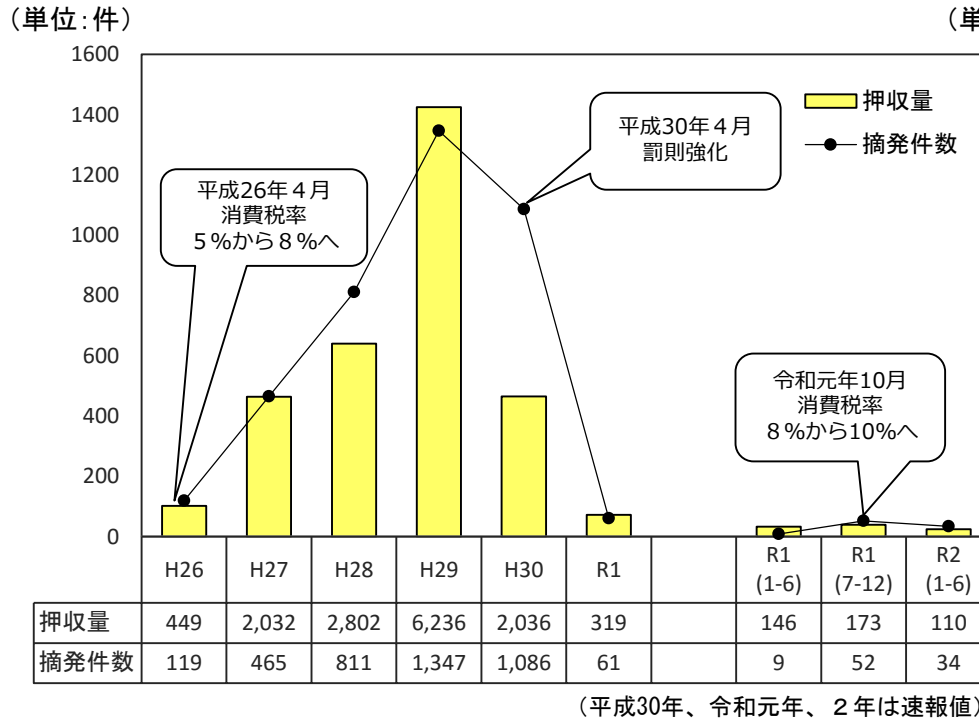
令和2年1月、東京税関は、カナダから到着した海上貨物(ぼたん海老等と記載の箱)に隠匿された覚醒剤約239kgを摘発。



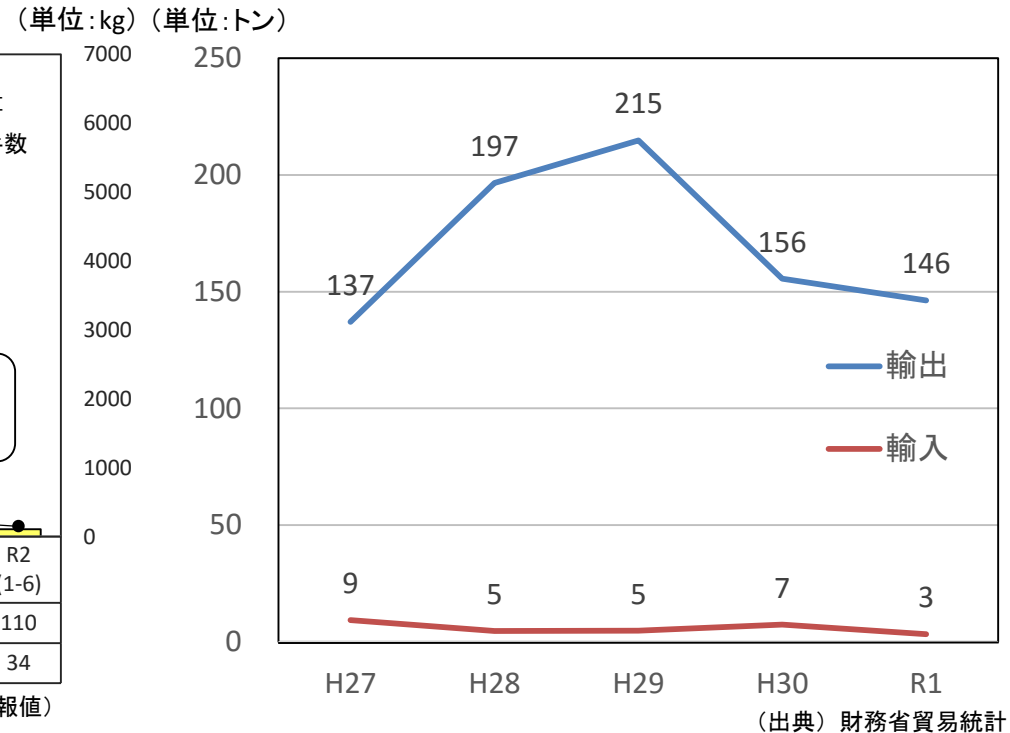
# 金密輸入取締りに対する取組

- 本年1～6月における金の摘発件数は34件、押収量は約110kg(速報値)。
- 本年1～6月における金の輸出量は約72.2トン、輸入量は約2.8トン。

## <摘発実績の推移>



## <金の輸出入量の推移>



- ✓ 昨年10月の消費税率引上げや金の価格も高止まりしていることなどから、密輸が増加する可能性。
- ✓ 「ストップ金密輸」緊急対策(H29.11.7)の方針に基づき、関係機関とも連携しつつ、
  - ①検査機器の活用等により水際取締りの強化、
  - ②厳正な処分、密輸組織解明の徹底、
  - ③情報分析力の強化、国内流通における透明性やコンプライアンスの確保など、戦略的な広報活動も含め、引き続き、厳格に対応していく必要。

# 知的財産侵害物品取締りの取組

## 知的財産推進計画2020(2020年5月27日知的財産戦略本部決定) [抜粋]

### (2) 模倣品・海賊版対策の強化

- 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する。

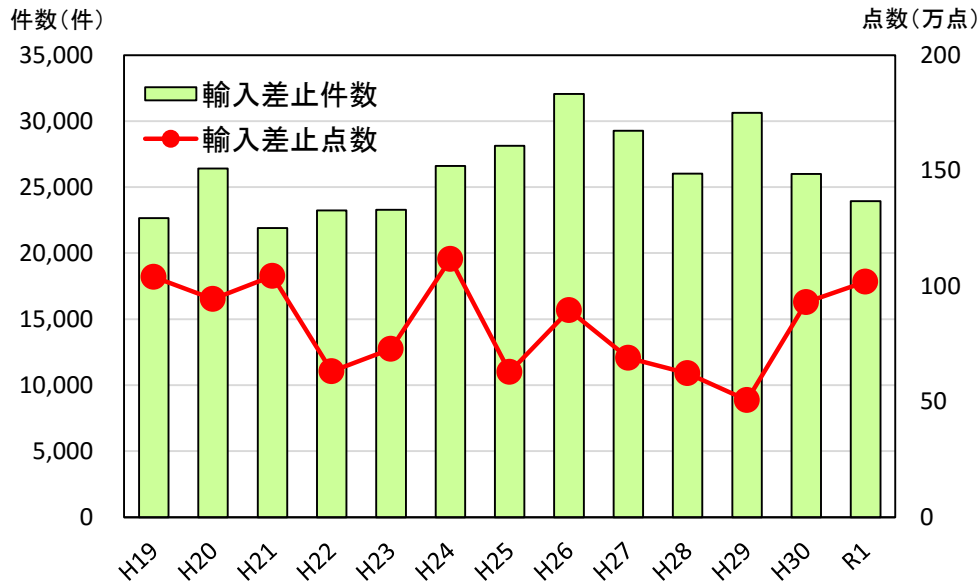
(短期)(財務省、経済産業省)

- 経済産業省・特許庁と連携して模倣品の個人使用目的の輸入に係る具体的な対応の方向性を検討中。

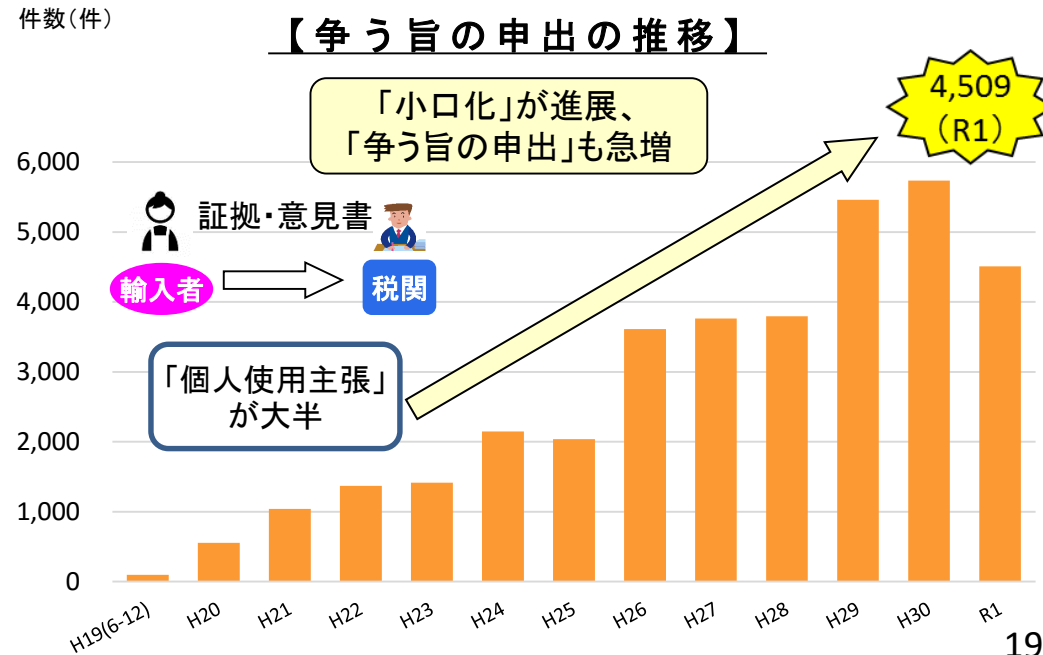
### ○ 背景

- 商標法上「『業として』商品を譲渡等する者」による模倣品の輸入が侵害となる  
→ 個人使用目的での輸入は侵害にならない

### 【税関における知的財産侵害物品の差止実績】



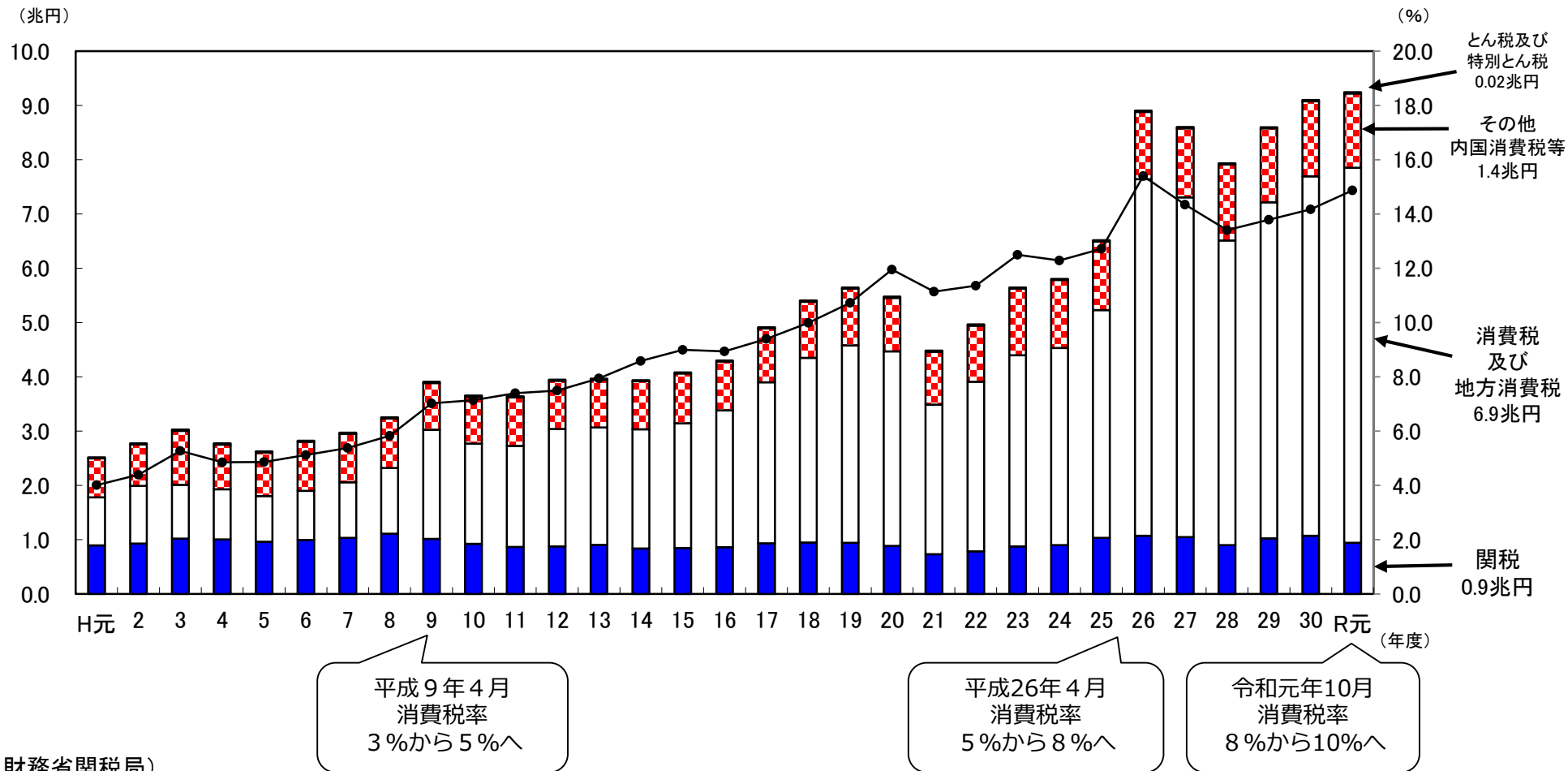
### 【争う旨の申出の推移】



## 2. 税関行政 (適正かつ公平な関税等の賦課徴収)

# 税関における収納額の推移

- 令和元年度の税関における収納額：約9.2兆円(前年度比1.6%増)
- 租税及び印紙収入の約14.9%に相当



# 関税改正要望(税率関係)

(令和3年度の主な要望)

個別品目の関税率の見直し：「ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋」等の関税率の見直し

特惠関税制度の延長：開発途上国等の製品に対して適用する特惠税率の適用期限を10年延長

暫定税率の見直し：暫定税率を設定している品目について、適用期限の1年延長等

(加糖調製品6品目については、併せて暫定税率の引き下げ)

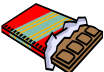

## 【暫定税率を設定している品目】

種類	対象品目	品目数
関税割当制度	ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)、麦芽、パイナップル缶詰、ホエイ、バター、こんにゃく芋 など	157品目
国家貿易制度	米、麦、指定乳製品等	86品目
調整金等を徴収するため、協定税率を下回る水準の税率を設定(暫定税率+調整金等=協定税率)	砂糖類(角砂糖、砂糖水、加糖調製品等)、国家貿易品目(米、麦、指定乳製品等)の枠外輸入	99品目
関係国との協議結果を踏まえ、協定税率等を下回る水準の税率を設定	冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ	54品目
価格安定化のため、価格帯に応じて変動する税率を設定	たまねぎ	2品目
産業政策上の要請を踏まえ、基本税率等を下回る水準の税率を設定	石油化学製品製造用揮発油等、ノルマルパラフィン、バイオETBE、バイオエタノール(バイオETBE製造用)、バイオPE	18品目
合計		416品目

## 【ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋の例】



## 【加糖調製品の例】

種類	内容	用途
ココア調製品	ココア粉、カカオマス + 砂糖等	チョコレート菓子、飲料等 
粉乳調製品	全粉乳又は脱脂粉乳 + 砂糖等	コーヒー飲料、アイスクリーム等 



# HS2022への対応

- 我が国の現行の関税率表（関税定率法及び関税暫定措置法の別表）は、HS条約附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されている。

（参考）HS条約：商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約。

WCO（世界税関機構）において採択され、1988年（昭和63年）1月1日に発効した。

HS条約の締約国は、自国の関税率表及び統計品目表をHS品目表に適合させる義務がある。

- HS品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易量の変化等に対応するため、概ね5年毎に改正されており、我が国においては、当該改正品目表が発効する年度の関税改正の際に関税率表を改訂している。（現行HS2017は、平成28年度関税改正で対応した。）
- 次期HS2022は、昨年6月のWCO総会において採択、本年1月に締約国により受諾され、2022年（令和4年）1月1日に発効することとなっている。

## ■ 今後のスケジュール（予定）

関税率表の改訂を盛り込んだ関税改正法案の  
通常国会提出・審議（2021年前半）

輸出入統計品目表改正告示（2021年秋頃）

HS2022発効。それに伴う我が国関税率表、  
輸出入統計品目表等の改正実施（2022年1月1日）

## ■ HS2022主要改正項目

- ✓ 新規商品の分類明確化：加熱式たばこ、電子たばこ等
- ✓ 社会的要請（環境関連）：電気電子機器のくず
- ✓ 社会的要請（食料安全保障）：食用の昆虫類及びその調製品
- ✓ テロ対策（軍民両用物品）：暗視カメラ、ドローン等

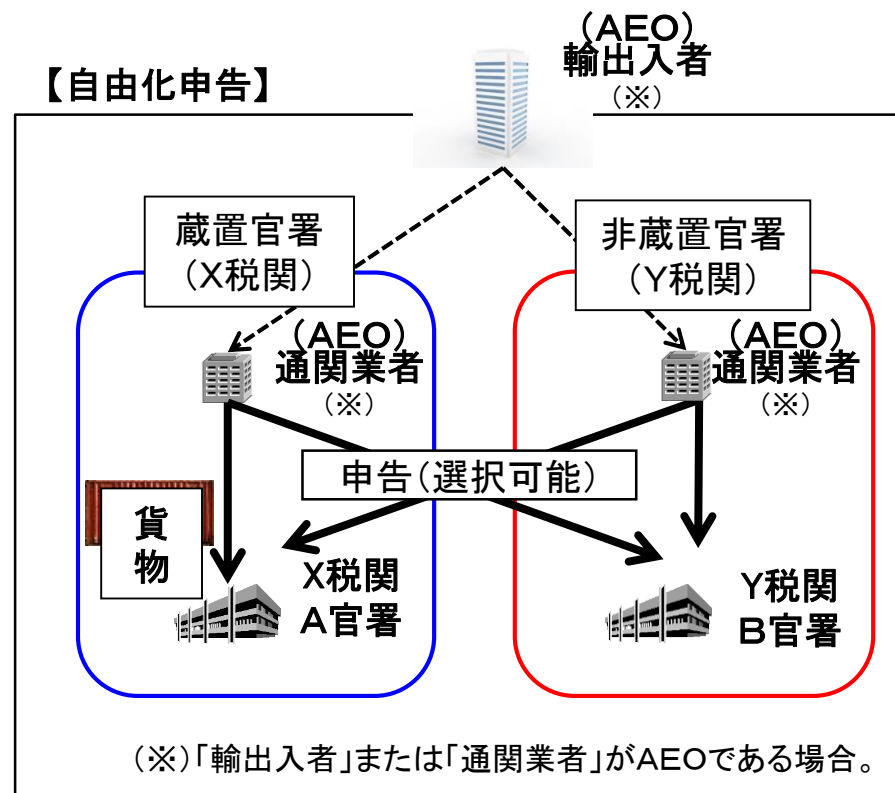
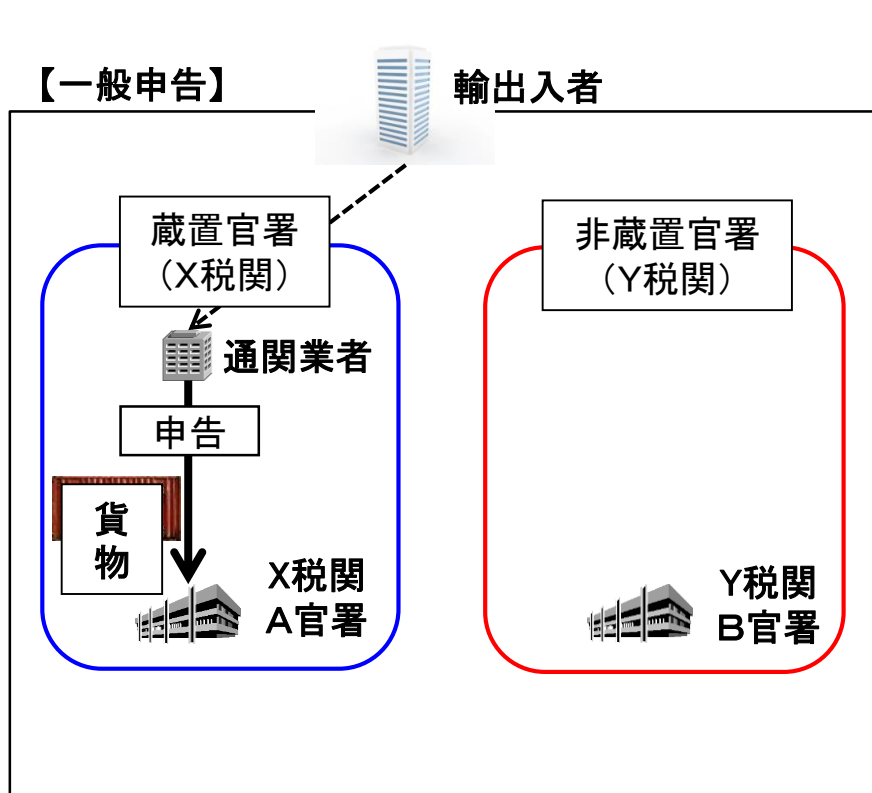




## 2. 税関行政 (貿易円滑化の推進)

# 輸出入申告官署の自由化について

- 平成29年10月に施行。これまでのところ、税関側及び事業者側双方において順調に利用。  
(注) 令和元年において、輸出入申告官署の自由化を利用した申告は輸出入申告全体の約13%。
- 申告官署の自由化及び通関業の営業区域制限の撤廃により、台風等の災害発生時において、被災状況に応じ、申告先の税関や通関業務を行う営業所を柔軟に変更して輸出入申告を行うことが可能となる等、BCPの観点から有用との評価。
- 申告官署の自由化の実施を受けて、AEO通関業者の数が増加。



# 認定事業者(AEO)制度



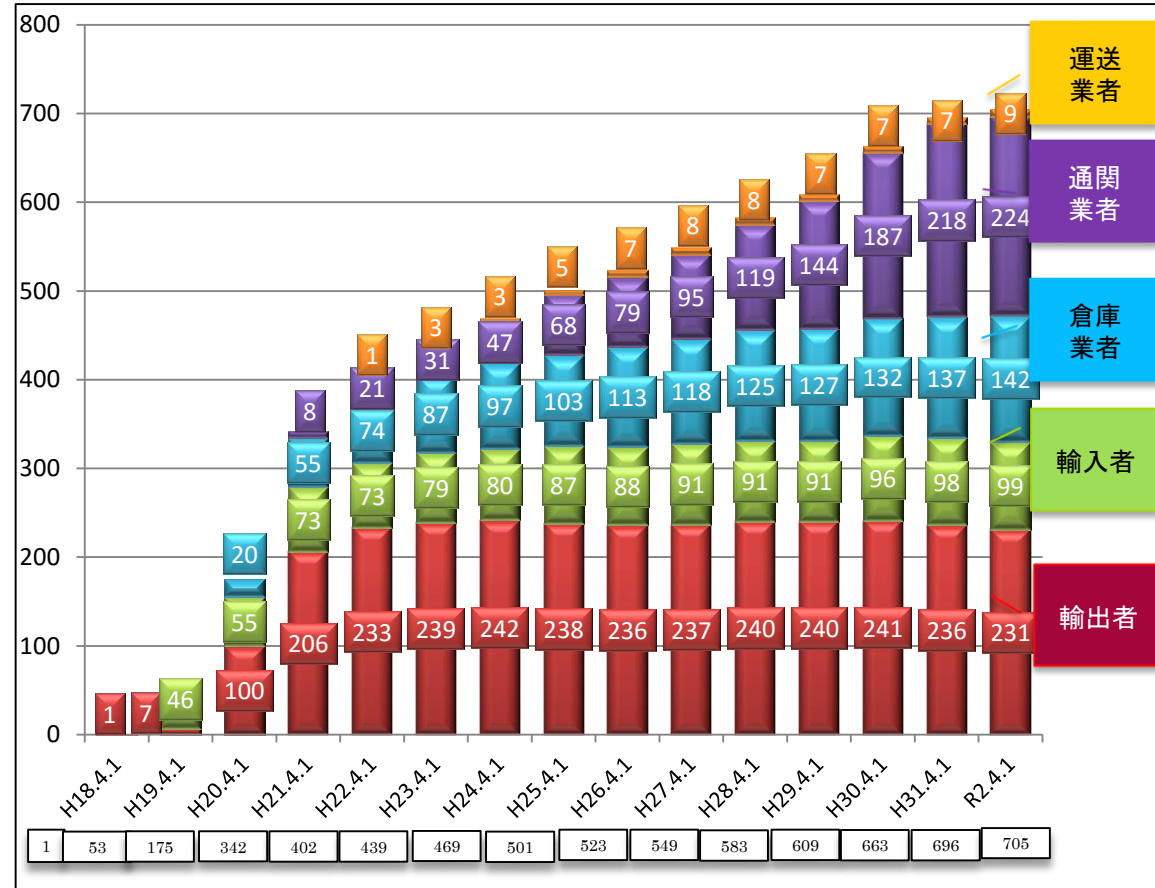
## AEO (Authorized Economic Operator) 制度

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されたAEO事業者に対して、税関手続上の迅速化・簡素化措置を提供する制度。

## AEO相互承認

- 相手国のAEO制度を相互に承認することにより、相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における税関手続を行う際に便益を与えることを認め、二国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み。
- 現在、我が国は米国、EUを含む11の国・地域との間で相互承認に署名。
- 引き続き、相手国の拡大に取り組む。

AEO事業者数の推移



税関 パートナーシップ

AEO事業者数 (計708者)

- 輸入者 99者
- 輸出者 231者
- 倉庫業者 143者
- 通関業者 226者
- 運送者 9者

(令和2年9月現在)

### 3. 国際関係

# 英国のEU離脱及び日英包括的経済連携協定

2020年  
1月31日

期限：  
12月31日(木)

2021年  
1月1日(金)～

英国がEUを離脱

## 移行期間

※ 離脱後の経済・社会の激変を緩和するためのもの。  
英国にEU法を適用し、英国をEU構成国として扱う。  
期間中、日英間には日EU・EPAが適用される。  
英国は、同期間終了後に向けた貿易協定交渉が可能。

英へのEU法適用終了

大筋合意：  
9月11日(金)

## 日英EPA交渉

発効

(日英間の輸出入にかかる関税上の取扱い)

日英EPA特惠税率の適用

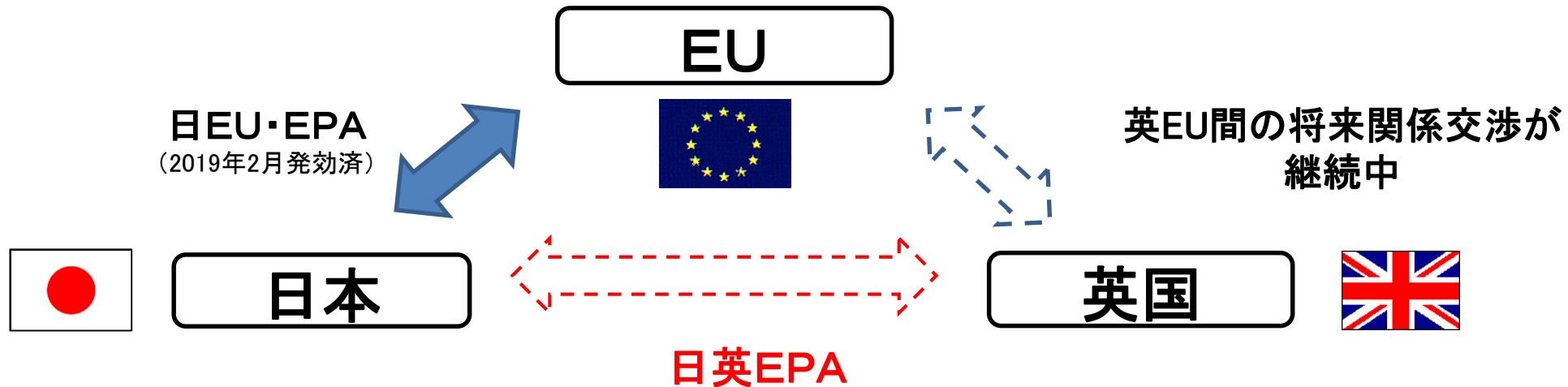
未発効

一般税率の適用

(参考) 英EU間の離脱協定等における「移行期間」の扱い

- 英国とEUは、2020年1月31日の英国のEU離脱から同年12月31日までを移行期間とすることに合意(離脱協定第126条)。当該期間は、同年7月1日より前に英EU間の合意があれば、1回に限り、1年または2年の延長が可能(同第132条)。
- 他方、英国は国内法にて移行期間の延長に英国政府がEUと合意することを禁止(2020年EU離脱協定法第33条)。

# 日英包括的経済連携協定（日英EPA）



※移行期間中（本年末まで）、日英間には日EU・EPAが適用

## 現状と今後の見通し

- 本年6月 交渉開始。
- 9月11日 大筋合意を確認。
- 年内の国会承認、来年1月1日発効を目指している。

## 意義

- 英国のEU離脱後の移行期間終了（本年末）までに本協定を締結すれば、日EU・EPAの下で日本が得ていた利益を継続し、日系企業のビジネスの継続性が確保される。また、日英間の貿易・投資の更なる促進につながる。

（参考）関税について、協定には、セーフガードや原産地手続等が規定されるほか、チーズ等の一部品目で、日EU・EPAで設定された関税割当利用残が生じた場合に限り、当該利用残の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みが設けられるが、関税関係法の改正は不要（現行法及び政省令の改正で対応可能）。

## 主要内容: 物品貿易

### 日本産品の英国市場へのアクセス



全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。(例)乗用車: 日EU・EPAと同様に2026年に撤廃。

- 工業製品
- ✓ 100%の関税撤廃。
- ✓ 日EU・EPAで獲得した即時撤廃を維持。
- ✓ 追加的に鉄道車両・自動車部品等の即時撤廃を確保。
- 農林水産品等
- ✓ 主要な輸出関心品目について関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持。
- ✓ 輸入規制の撤廃(日本ワイン)や農産品・酒類GI(地理的表示)の保護を維持、全ての酒類の関税の即時撤廃を継続。

### 英国産品の日本市場へのアクセス



全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。

- 農林水産品
- ✓ 日EU・EPAの範囲内。
  - ・新たな関税割当ては設定せず。
  - ・日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下で同じ内容のセーフガードを措置。
- 工業製品
- ✓ 100%の関税撤廃(日EU・EPAで即時撤廃したものを同様に即時撤廃)。

## 主要内容: ルール分野

- 原産地規則
- ✓ EU原産材料・生産を本協定上の原産材料・生産とみなすことを規定。
- ✓ 工作機械、繊維、自動車部品等の一部については品目別規則を日EU・EPAよりも緩和。
- 電子商取引・金融サービス
- ✓ 情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求禁止等を規定。ソースコード開示要求の禁止の対象にアルゴリズムを追加。
- ✓ 金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の設置要求の禁止を規定。
- 競争政策
- ✓ 日EU・EPAの内容を維持しつつ、消費者保護に係る規定を追加。
- ジェンダー(貿易と女性)
- ✓ 女性による国内経済及び世界経済への衡平な参加の機会の増大の重要性を認めること等を規定。

# 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)協定交渉

令和2年10月

外務省、財務省、農林水産省、経済産業省

## 概要

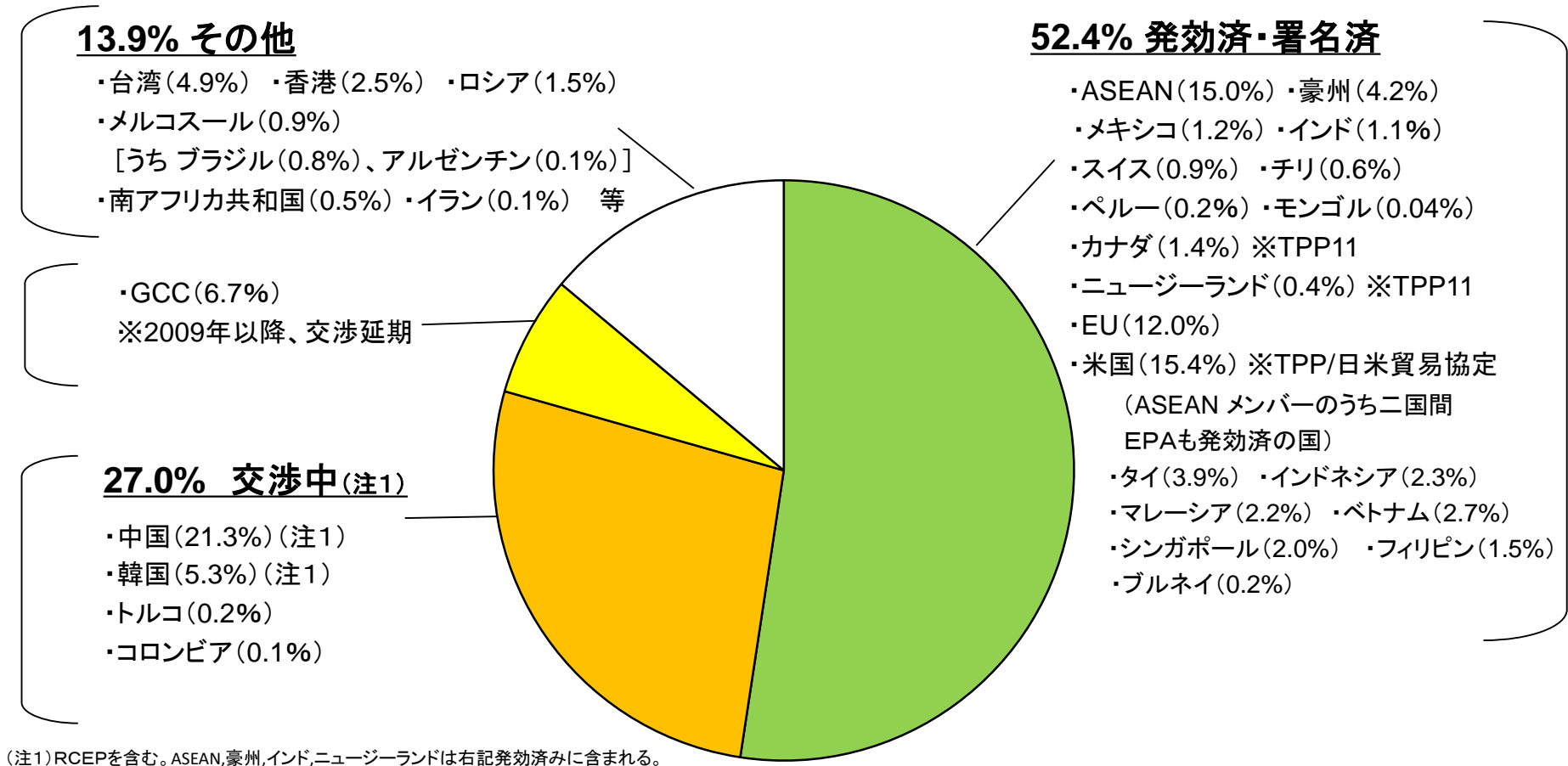
- ◆ ASEAN10か国+6か国(日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド)の経済連携交渉。
- ◆ 世界のGDP・貿易額の約3割、日本の貿易額の約5割をカバー。
- ◆ 市場アクセスの改善と、地域大のルールづくり(例:知的財産、電子商取引等)を進め、地域に広がりのあるサプライチェーンの活性化・効率化を実現。
- ◆ 2012年11月から交渉を開始し、31回の交渉会合、19回の閣僚会合、3回の首脳会議を開催。2019年11月の第3回首脳会議で、2020年の署名に合意。(その後、他の15か国からの働きかけにもかかわらず、インドは全ての会合に不参加)
- ◆ 直近では、本年10月14日、第11回中間閣僚会合(テレビ会議)が開催された。

## 交渉分野

物品貿易／原産地規則／税関手続・貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格・強制規格・適合性評価手続／貿易救済／サービス貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済技術協力／政府調達／紛争解決 等



# 日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2019年)



**現在交渉中のRCEPが署名に至った場合のFTA等比率は 79.0%**

## 【参考】主要国のFTA等比率(注2)

日本: 52.4%、米国: 48.0%(TPPを除くと44.6%)、EU: 34.0%、韓国: 72.7%

(注2) 発効済(暫定適用含む)・署名済FTA等相手国との貿易が貿易総額に占める割合

# 経済連携協定(EPA)利用促進に向けた取組

日英EPAについて9月に大筋合意となり、来年1月の発効に向けて必要な作業を進めている。EPAの利用機会の更なる拡大が見込まれることを踏まえ、より一層の利用促進に向けた支援が必要。

## 具体的な取組

- 原産地規則や原産地証明手続に関する理解促進を図るため、発効前説明会を含む各種説明会の実施、また、協定解説資料等の情報を提供。
- 日本からの輸出促進を図るため、輸出相談窓口を設置。また、途上国税関に対する技術支援を実施。

## (参考)主要EPAの特恵輸入額と内訳

(出典:経済連携協定別時系列表)

原産国・地域名	輸入額 [2020年1～6月] (百万円)	全特恵輸入額に占める割合
EU	756,306	25%
ASEAN	452,692	15%
TPP11	427,780	14%
米国	339,558	11%
タイ	331,789	11%
その他(注)	743,054	24%
合計	3,051,179	100%

(注)シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴルとの各EPA

# 新型コロナウイルス感染症の世界貿易への影響

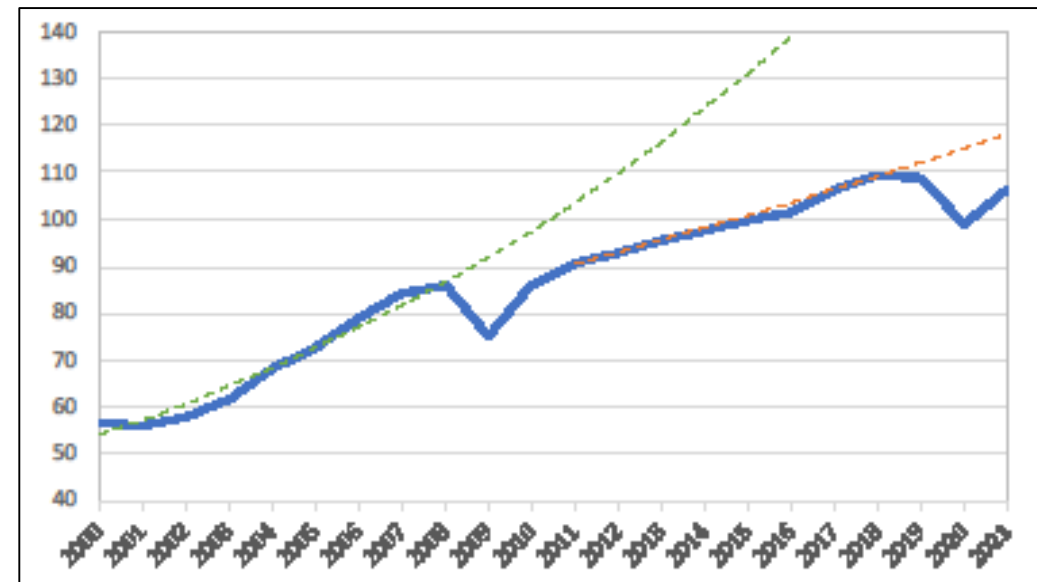
WTOは、本年10月、新型コロナウイルス感染症の世界貿易への影響について、以下の分析を公表

- 2020年の世界貿易(実績額、前年同期比)は、第1四半期で▲6%減、第2四半期で▲21%減。第2四半期については、(物品)貿易量ベースで、前期比で史上最大の落ち込み(▲14.3%減)。
- 一方、2020年を通してみると、6、7月の貿易の回復も踏まえ、貿易量は前年比▲9.2%減の見通しで、前回4月時の見通し(▲12.9%~▲31.9%減)から上方修正。
- 2021年については、貿易量は前年比で+7.2%と、増加に転じる見通しであるが、依然としてコロナ危機前のトレンドを下回っており、中期的な貿易回復は、新型コロナウイルス感染症拡大の再発可能性という下方リスクに依存。

## 世界貿易の見通しに関する WTOプレスリリース(2020年10月6日)

(指標: 2015年=100、物品貿易量ベース)

- : 実績及びWTO見通し(2020・2021年)
- - - : 金融危機前(1990-2008年)のトレンド
- - - : コロナ危機前(2011-2018年)のトレンド



## WCO(世界税関機構)における新型コロナウイルス感染症への対応

- 各国税関(約120か国・地域)の対応(医薬品の簡易な通関手続等)を特設サイトで紹介
- マスク等に係るWCO-WHO分類リスト策定・配付
- オペレーションSTOP(偽造医薬品等の摘発等に係る情報共有)の実施(5月~6月)
- 関係機関との連携強化(御厨事務総局長とWTOアゼベド事務局長の共同声明等)
- 途上国における、支援物資の通関の迅速化に向けた税関の能力構築支援(令和2年度外務省補正1.7億円。6/4、御厨事務総局長と我が国駐ベルギー大使の間で口上書交換)

(参考)WCOの業務に対する新型コロナウイルス感染症の影響

- ・WCO事務局は3月中旬以降、原則テレワーク。
- ・3月中旬以降の年内の会議はウェブ形式で実施。
- ・毎年6月末のWCO総会は、予算等のみウェブ会合で実施。その他の議題は12月に総会を開催し議論(→12月の総会等の開催形式等については、10月初旬に決定)。

# (参考) WCO(世界税関機構)

(2020年9月現在)

- ・世界183か国・地域からなる税関関連の国際機関。1952年に設立(日本は1964年に加入)。
- ・各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。
- ・HS条約等の国際標準の策定、密輸・テロ対策の推進、税関分野の技術協力等を実施。(詳細は次ページ)

## 事務局(本部)(ベルギー・ブリュッセル)



### 事務総局長

御厨 邦雄(日本)  
2009年1月～2023年12月  
(3期合計)



### 事務総局次長

R. Treviño(メキシコ)  
2018年1月～2022年12月

### 関税・貿易局長

P. Liu(中国)  
2016年1月～2020年12月

### キャパシティビルディング局長

T.Kang(韓国)  
2019年9月～2024年12月

### 監視・手続局長

P. Das(インド)  
2020年1月～2024年12月

## 我が国の貢献

- ・事務総局長を含め13名の職員(うち本部に10名)を派遣し、事務局における政策立案・実施に大きく貢献。
- ・分担金:第3位(6.79%、2020/2021年度)、関税協力基金(技術協力):最大の拠出(約23.9%、2018/2019年度)。
- ・WCOの運営や税関手続等に係る議論に積極的に参画。税関の国際標準の策定等に貢献。

# (参考) WCO(世界税関機構)の主な活動

## HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の管理

- HS(Harmonized System)条約及びHS条約の附属書である、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表の改定、策定等を行っている。HS条約は1988年1月発効。159か国及びEUが締約(2020年9月現在)。HSコードを使用している国・地域は未締約国を含み計200以上で、世界中の貿易にとってHSコードは不可欠なもの。

## 改正京都規約(税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)の管理

- 各国の税関手続の簡易化・調和を進めることにより、貿易コスト削減、通関手続の予見性向上、ひいては国際貿易の円滑な発展を図ることを目的とした条約。1973年に京都でのWCO総会で採択された京都規約を更新、改正。2006年2月発効。締約国は121か国及びEU(2020年9月現在)。

## 国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO SAFE「基準の枠組み」

- 2001年の米国同時多発テロ以降、税関当局が、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるために実施すべき方策を検討、基準として取りまとめたもの。2005年6月採択。その後、安全管理と法令遵守の体制が整備された事業者(AEO:認定事業者)に関するガイドラインを追加。170か国・地域及びEUが実施の意図を表明(2020年9月現在)。

## 密輸対策・テロ対策の推進

- 不正薬物、知的財産侵害物品、テロ関連物品等に対する施策の共有などを通じ、各国税関当局の取組の強化を推進。

## 技術協力(キャパシティビルディング)の推進

- 知的財産侵害物品取締り、貿易円滑化等に係る途上国税関のキャパシティ・ビルディングを推進。



# 関税技術協力の主な実施形態

## 受入研修

(開発途上国税関職員を  
短期間日本に受入)



## JICA長期専門家

(我が国税関の職員を長期間派遣)

## 通関システム導入

(資金協力と連携して受入・派遣)

JICAとの協調

## 国際機関(WCO等)との協調

## 留学生制度

(開発途上国税関職員を  
長期間日本に受入※)

※政策研究大学院大学、青山学院大学にて受入

## 専門家派遣

(我が国税関職員を短期間派遣)

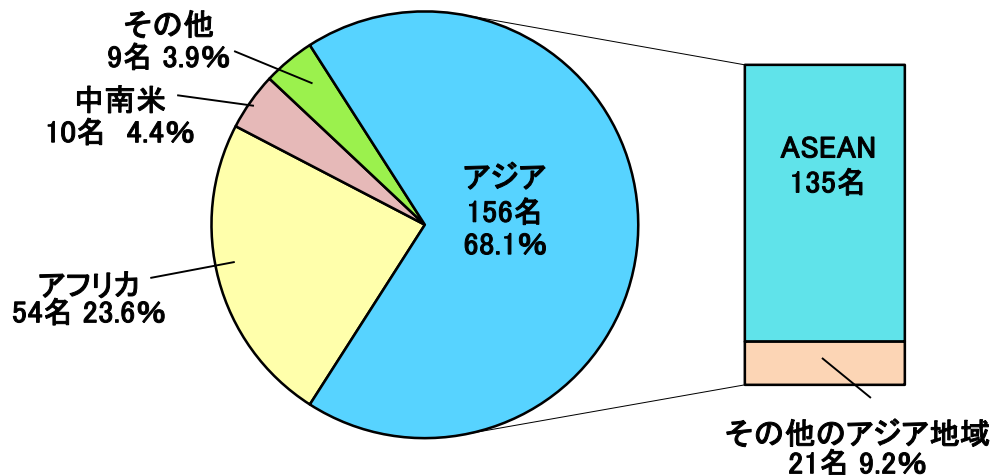


# 受入・派遣の実施実績

## 受入研修

2019年度：24件  
(58か国から229名受入)

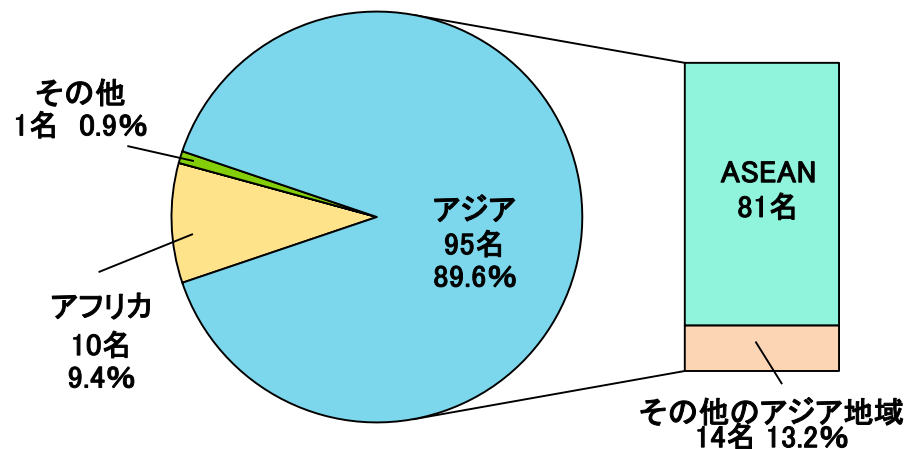
※1970年開始  
合計7,430名受入



## 専門家派遣

2019年度：45件  
(19か国へ106名派遣)

※1989年開始  
合計2,701名派遣



➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により対面方式による技術協力の実施は困難な状況。現在、オンラインにて、アフリカ向け教官養成プログラム(リスク管理分野)等の案件を実施している。今後は感染状況を注視し、対面方式での再開時期について検討しつつ、当面オンラインによる実施を継続する予定。



# NACCS型通関システムの海外展開

## 基本的な意義

- 貿易円滑化の促進、日系企業のビジネス環境整備
- 相手国の経済発展
- 相手国税関との信頼関係強化
- 関税局・税関職員の人材育成 等

## 支援の特徴

- ・ 無償資金協力(外務省・JICA)を活用したシステム構築
- ・ 新システムの要求性能検討・仕様策定のほか、既存通関制度・運用の見直し
- ・ 新システムを活用していくための人材育成・助言も提供(稼働後も一定期間継続)  
→これらを組み合わせたパッケージ型支援

## ベトナム(VNACCS)

2011年7月 システムの導入と、  
**通関手続・制度の見直し、人材育成  
を合わせた包括的パッケージ支援を**  
税関当局間で基本合意

2012年3月 無償資金協力 (26.61億円)  
の交換公文署名

ソフトウェアの詳細設計、  
ハードウェア等の調達

総合運転試験等

2014年4月 運用開始  
(6月末に全国展開を完了)

2015年8月～ VNACCS活用支援  
・ハードウェア更改の技術支援  
・ソフトウェア機能追加検討支援等

## ミャンマー(MACCS)

2013年7月 システムの導入と、  
**通関手続・制度の見直し、人材育成  
を合わせた包括的パッケージ支援を**  
税関当局間で基本合意

2014年4月 無償資金協力 (39.9億円)  
の交換公文署名

ソフトウェアの詳細設計、  
ハードウェア等の調達

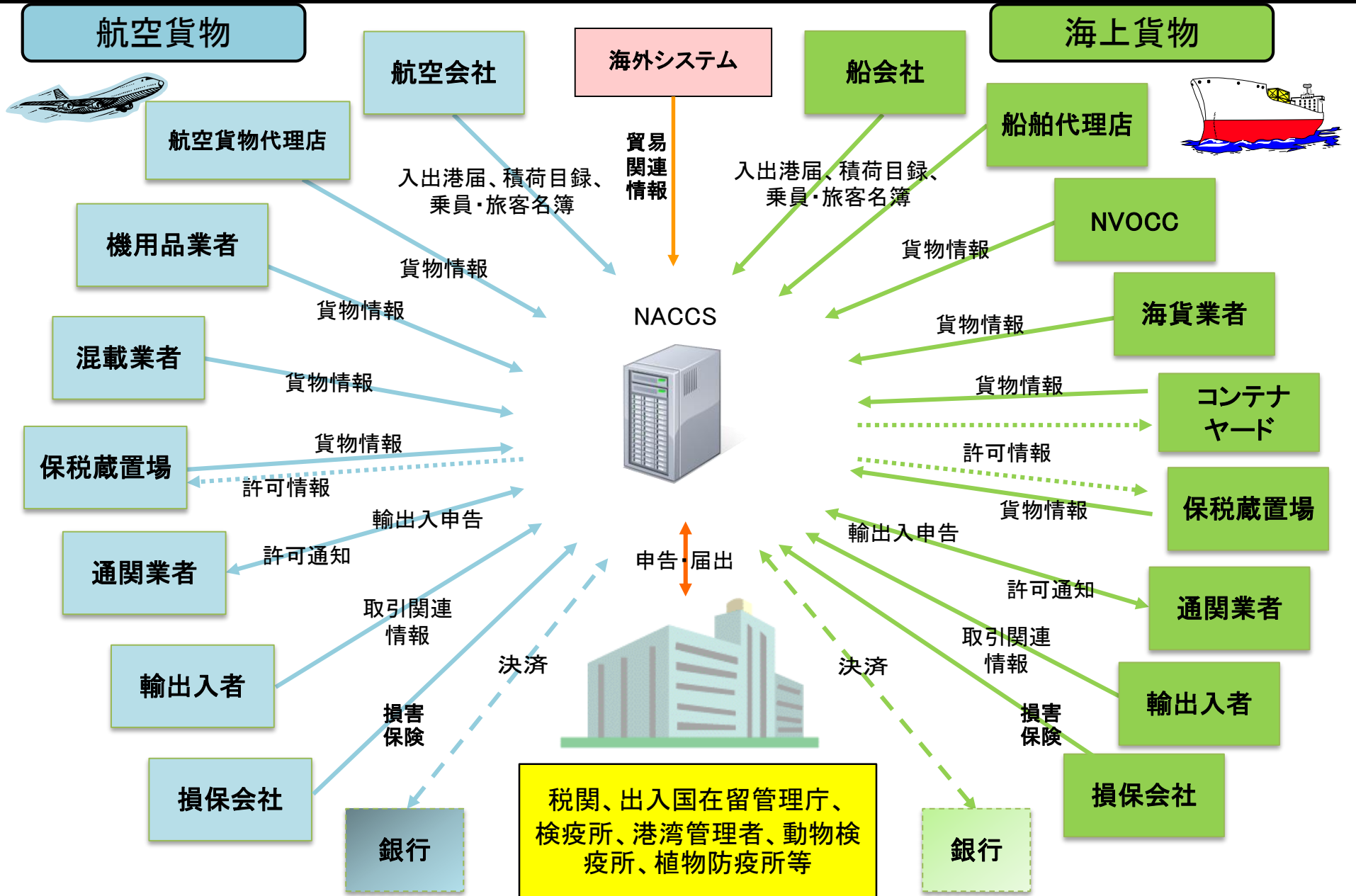
総合運転試験等

2016年11月 ヤンゴン及びティラワ地区で運用開始

地方展開支援

2018年6月 ミヤワディで運用開始

# (参考) 輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化を実現したNACCS



(参考) NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) : 輸出入・港湾関連情報処理システム

# (参考) 関連府省システム統合に係る工程表

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
港湾EDI (国土交通省)												
乗員上陸許可支援システム (出入国在留管理庁)												
貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) (経済産業省)												
動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) (農林水産省)												
植物検疫検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) (農林水産省)												
輸入食品監視支援システム (FAINS) (厚生労働省)												
医薬品等輸入手続 (厚生労働省)												
輸出証明書等手続 (農林水産省、国税庁、水産庁等)												

2008年10月 NACCSとの統合

2010年2月 NACCSとの統合

2013年10月 NACCSとの統合

2014年11月 稼働

2017年3月  
稼働

## NACCS



# WTO事務局長選の現状

- ◆ WTOにおいては、本年8月末に、アゼベド事務局長(ブラジル出身)が、任期を1年残して退任したことから、現在、後任の事務局長の選出プロセスが進行中。
- ◆ 各国が擁立した候補者は、最終的に以下の8名(立候補順、主な経歴を記載)。
- ◆ 10月8日、第2ラウンドの結果が公表され、ナイジェリア及び韓国の候補が最終ラウンドに進出した。早ければ10月中に新事務局長が決定する可能性。

最終ラウンド進出者:

			
ヘスス・セアデ(メキシコ) 外務次官(北米担当)、 元WTO事務局次長	ンゴジ・オコンジョ=イウェアラ (ナイジェリア) 元財務相、元世銀専務理事	アブドウル・ハמיד・マムドゥ (エジプト) 元WTOサービス投資部長	トウドル・ウリアノブスキ (モルドバ) 前外務・欧州統合相、 元寿府代大使
			
兪明希(ユ・ミョンヒ)(韓国) 通商交渉本部長	アミナ・モハマド(ケニア) 元外務国際貿易相、 元寿府代大使	ムハンマド・アル=トワイジリ (サウジアラビア) 前経済企画相	リアム・フォックス(英国) 前国際貿易相、保守党議員

# WTO改革の現状(主な論点)①

## 1. 紛争解決制度改革

- 2017年以降、上級委員の選出手続が全加盟国の同意が得られずに停止。2019年12月、7名の定員のうち6名が欠員となり、新規案件の審理が開始できない状況。



- ・上級委員会の権限逸脱を批判。WTO設立時に合意された紛争解決ルール(※)を守るべき。  
(※)上級委員会による審査期限(90日)厳守、上級委員会の審査事項を上訴された法律問題に限定 等



- ・上級委員会を現代の要請(紛争の増加・複雑化)に対応させるべき。委員の増員、任期の延長等を主張。
- ・同志国とともに、上級委員会の機能回復までの間、上級委員会の代わりに暫定的に仲裁制度を活用する枠組みを制度化。恒久的改革を最重要視する日本・米国などは参加せず。



- ・上級委員会の役割・機能について加盟国間で改めて確認し、これまで加盟国から提起されてきた論点(上級委員会の審査期限、審査範囲の遵守等)を明確化すべき。  
(注)豪州・チリとともに、(上記の点を踏まえた)共同提案を提出(2019年4月)。
- ・上級委員会の様々な問題の根本的な解決に向けた改革案を追求。引き続き各国と緊密に連携。

## 2. 協定履行監視(通報制度の強化)

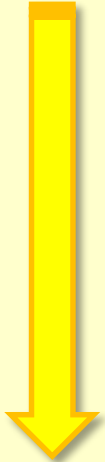
- WTO協定が規定している各種の通報義務を果たしていない加盟国が存在。
- 通報義務の履行を確保する観点から、2018年11月、日米EU等でWTOへの通報強化策(未通報国への不利益措置の導入等)を共同提案。これに対し、2019年6月、印・南ア等から、途上国の能力的制約に対する支援による通報促進等を内容とする共同提案があり、議論が継続。

# WTO改革の現状(主な論点)②

## 3. ルールの現代化

### (1) 電子商取引

- 日本、豪州及びシンガポールが共同議長を務めるWTO電子商取引有志国会合(2017年12月～)において、電子商取引の貿易関連の側面に関する新たなルールの構築を目指し、議論を実施中。
- 主要論点: 信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の確保、電子的送信に対する関税不賦課 等



2019年6月、G20大阪サミットに参加した24か国の首脳により、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出。WTO電子商取引有志国会合に参加する他の国・地域とともに、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」の立ち上げを宣言。

2020年1月、ダボスで開催されたWTO電子商取引有志国閣僚会合において、第12回WTO閣僚会議での実質的な進捗の達成に向けて交渉を継続し、それまでに統合交渉テキストの作成を目指すことで一致。2020年6月に予定されていた同閣僚会議は、コロナ感染症の影響により延期。

現在、日・米・EU・中国等86か国・地域が、各国からの提案をベースとして、バーチャル会合で精力的に作業中。

### (2) その他

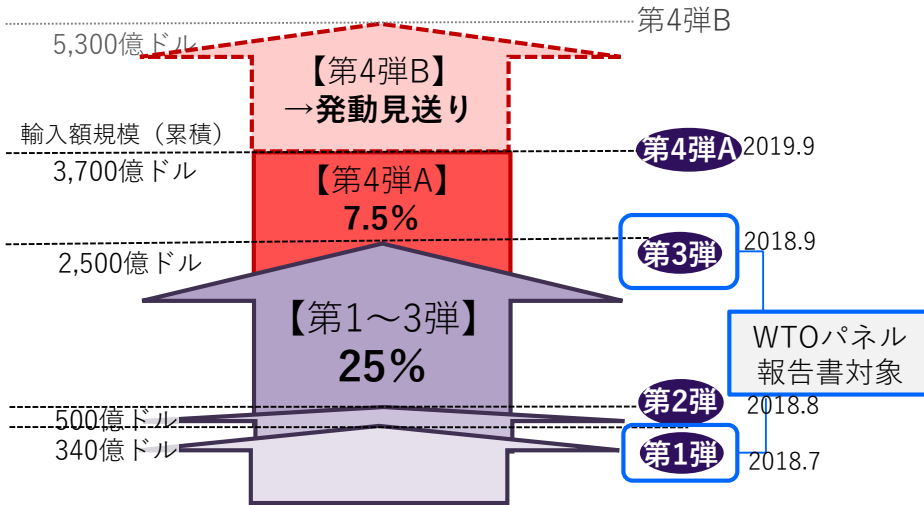
- 産業補助金ルールの強化: 市場歪曲的な補助金に対処するため、日米EUで議論。三者で合意した後、有志国への働きかけを行う見通し。最終的に、有志国又はマルチでの規律強化を目指す。
- 途上国地位問題: 米国は、一定の基準に該当する国が、現在及び将来の交渉において特別待遇(途上国であると自己申告した国に認められるもの)を放棄することを提案。



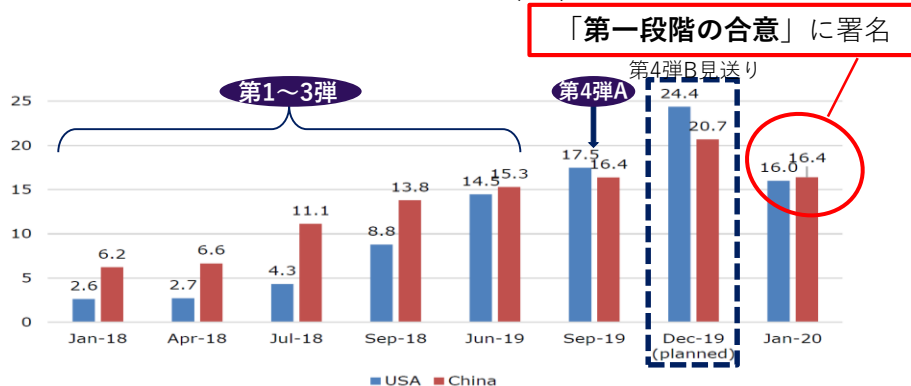
# 米中間の貿易摩擦の動向

- 2018年7月以降、米中は互いに関税引き上げ措置を繰り返してきたが、2020年1月に「第一段階の合意」に署名した。
- なお、2020年9月、WTOの紛争処理小委員会（パネル）は、米国の対中追加関税（第1弾と第3弾）がWTO協定に整合しないとする報告書を発表。（※）報告書発表の同日、米国通商代表部（USTR）は、「本報告書は米中間の第一段階の合意には何ら影響しない」との声明を発表。

## <米国の対中追加関税>



## <米中間の平均関税率（%）の推移>



（出典）WTO Staff Working Paper “AN ECONOMIC ANALYSIS OF THE US-CHINA TRADE CONFLICT”, 19 March 2020

## <「第一段階の合意」のポイント>

### 米国

#### 追加関税措置緩和【USTR告示（合意文書から独立）】

- 「第4弾A（2019年9月1日発動済）」  
（輸入額規模約1,200億ドル）  
→ 15%から7.5%へ引き下げ。（2020年2月14日発動）  
※ 「第4弾B（2019年12月15日発動予定分）」  
は引き続き発動見送り。
- 「第1弾～第3弾」（輸入額規模約2,500億ドル）  
→ 現行の25%を維持。

### 中国

#### 貿易拡大【合意文書第6章】

- 米国からの財・サービスの輸入を2017年水準から2,000億ドル以上増加。（2020年1月1日から2021年12月31日までの2年間）

#### 追加関税措置緩和

- 「第4弾」への対抗措置（輸入額規模約750億ドル）  
→ 「第4弾A」への対抗措置発動（2019年9月1日）分を 5-10%から2.5-5%へ引き下げ。（2020年2月14日発動）  
※ 「第4弾B」への対抗措置（2019年12月15日発動予定分）  
は引き続き発動見送り。

（参考：第2段階の交渉）トランプ大統領は、中国との貿易協議の第2段階について「今は考えていない」と発言（7月10日）。

## 4. 広報活動



# 積極的な広報活動

- テレビ等のメディアによる取材への協力、SNSを活用した積極的な広報活動を展開。
- 税関の認知度向上のため、親しみやすいコンテンツを積極的に活用。

## 最近の実績

媒体	実績値
テレビ	115 件
新聞	403 件
ラジオ・雑誌	45 件
税関FaceBook	89 件
税関Twitter	103 件
税関ホームページ	4, 751, 275 者

※ 令和2年7月から9月までの件数を計上。ただし、税関ホームページは、令和元年度の訪問者数を計上。

## 税関SNS

税関FaceBook <https://www.facebook.com/Japan.Customs>

税関Twitter [https://twitter.com/custom\\_kun](https://twitter.com/custom_kun)

YouTube税関チャンネル <https://www.youtube.com/user/mof>

## コンテンツの例



動画はこちら  
YouTube税関チャンネル

